

## 小西委員においてとりまとめられた要望事項（性暴力被害者、DV被害者の要望事項）

DV被害を多数扱う弁護士	要望事項
損害回復、経済的支援	<p>特に性犯罪者とその権利回復をかけた裁判手続きは、民事でも多大の負担を負わせます。兵庫の事件で、性暴力の損害賠償請求訴訟中に、被害者が「自殺」してしまった痛ましいケースもあります。訴訟提起や告訴等権利回復の法的手続きに、被害者の心的ストレスを緩和するために付き添い支援するサービスが必要です。</p> <p>DVや性暴力、ストーカー事件で、被害者が被った多大の損害について、裁判所で賠償の支払いが命じられても、弁済されないケースが少なくありません。犯罪或いは犯罪に順ずる故意の不法行為による損害賠償債務の履行を確実にするための方策を講じられたい。例えば、英米法では、支払い命令の不履行に対し、収監を効果付けて、支払いを促すことが行われています。現行法では刑法に罰金を支払わない場合の労役場留置という制度がありますが、（故意犯の）犯罪被害者への弁償について、これに順ずる制度は考えられないでしょうか。</p>
刑事手続きへの関与	<p>被害者の今後の安全を確保するために、身柄釈放時の制度を整備する。A 加害者の保釈や服役後の釈放に際し、被害者の安全確保を考慮の基準に入れること、この点に関して被害者が意見を述べる機会を設けること、釈放にあたり、被害者の安全確保のために必要な条件遵守を義務付けられるようにすること</p> <p>加害者の出所時期 &amp; 当初の住所だけでなく、職場、その後の住所移動を被害者に情報提供する</p> <p>刑務所内で有効な加害者の更正プログラムを実施し、それへの加害者の参加状況、矯正の程度などを被害者の求めに応じて被害者に開示すること</p> <p>DV法で認められている期間を超える長期（例えば数年単位）、居住範囲制限の保護命令（DV法の保護命令は、過去身体的暴力があった場合に）出されるが、DVやストーカー・性暴力などが犯罪行為として具体化した場合はより長期の接近禁止が必要。またDV法の保護命令では、加害者の居住制限ができないが、被害者の居住・勤務する都道府県内への居住制限も、再被害防止のためには必要。</p>
支援等の体制の整備	<p>連続加害により孤立化させられ、被害の発覚を怖れる被害者が安心して相談できるための窓口の整備 犯罪被害により力を奪われた被害者のために、付き添い支援や、支援のコーディネートができる人材の養成、及びそのような人材による被害者支援を行うNPOへの、財政的援助。</p>
社会における教育活動	<p>虐待・性暴力・ストーカー・DV被害の長期的影響や深刻さを伝え、発生を防止することの重要性について、啓発する</p>

被害当事者を含む支援団体	要望事項
	<p>給付金制度に該当する対象が少なすぎる。性暴力被害者が給付を受ける数が少ない。</p> <p>性暴力被害者が自分が被害者であると名乗ることは非常に勇気のいることである。それを考慮にいたった上で、給付金制度の周知の徹底と利用の利便性を高めてほしい。</p> <p>給付金制度において、加害者が親族の場合は受け取らない場合があるという規定だが、DVの場合などは支給を受けられなくなってしまうので、そういうことばないよう運用してほしい。</p>

<p>損害回復、経済的支援</p>	<p>加害者から損害賠償を受けた場合は無支給になる場合もあると規定されているが、そういうことがないように運用してほしい。</p> <p>性暴力被害による後遺症に対する治療は長期にわたるので、その実情に合わせた制度を考えてほしい。</p> <p>職場以外での被害であっても、対人関係が困難になり、仕事を辞めざるを得なくなることも多い。それに対する補償を考えてほしい。</p> <p>性暴力被害者は特に性暴力に関する専門的知識をもったカウンセリング(=フェミニストカウンセリング)を利用することも多いが、そういった民間のカウンセリングルームでのカウンセリング費用に対しても補償を考えてほしい。</p> <p>性暴力被害の場合は刑事裁判で不起訴になり、民事裁判で勝訴するパターンも多い。そういった場合も犯罪被害者として扱って制度を利用できるように考えてほしい。</p> <p>転居、失職などを余儀なくされた被害者に対する住居、就労の積極的斡旋</p>
<p>精神的/身体的被害の回復/防止</p>	<p>PTSDなどの症状が出ている被害者が多いが、診断・治療をしてくれる医療機関が少ないのが実態で、特に地方で探すのが難しいので、全国的にPTSDなどの診断・治療を受けられる医療機関を増やしてほしい。</p> <p>加害者に被害者の個人情報絶対に伝わらないように関係者に徹底するようにしてほしい。</p> <p>加害者がどこに収容されているのか、いつ出所するのか等の情報を知りたいと希望する被害者に情報を知らせてほしい。知らせてほしくない人もいるので、被害者の意向をきちんと確認してほしい。</p> <p>仮出所を決定する際に被害者の意見を反映させることができるようにしてほしい。</p> <p>加害者が出所して逆恨みをして襲ってくる危険性がある場合の被害者の安全を守る体制を考えてほしい。</p> <p>近親姦など家庭内における性暴力・虐待被害者専用のシェルターの設置</p>
	<p>被害者が最初に被害を訴えるのは、地域の交番のようなどころであったりすることも多いが、性暴力被害に対する理解を促す研修などが広く浸透していないようで、本部の担当部署などに対応の差が大きい。</p> <p>性暴力被害者が警察に訴えた場合に、事情聴取自体が二次被害を受けてしまう危険性があるので、弁護士など専門家以外でも付き添いができるようにしてもらいたい。</p> <p>刑事裁判の場合、被告人は公選弁護人がつけられる権利があるのに、被害者の場合は自費で弁護士を依頼しなければならない。民事裁判と違って、慰謝料が支払われないので、全く被害者の持ち出しになってしまう。被告に支払能力があれば別途慰謝料請求をすればいいかもしれないが、無職で財産もないような場合は、仮に民事裁判で勝ったとしても、お金は取ることはできない。弁護士の情報もない被害者も多いので、公的な費用で弁護士をつけられるようにしてほしい。</p> <p>被害者が被害時になぜ十分抵抗できなかったのかなどが問題にされることが多いと思うが、性暴力被害者の対処行動などの調査や研究の結果を熟知した専門家などに意見を聞くシステムを作ってもらいたい。</p>

刑事手続きへの関与	被害に関わる証拠品の取り扱いについて、最終的な処分方法を被害者にきちんと確認してほしい。
	盗撮などの被害の場合にその証拠を興味本位に扱われたり、管理が杜撰であったりすると、被害の深刻度を理解されていないように感じる。
	不起訴処分になった場合、なぜ不起訴になったのかがわからず、納得ができない。通知されても簡単な内容でしかないので、きちんと判断してもらえたのが不信感が残ってしまう。
	検察審査会に訴えたとしても、検察の言い分しか聞いてもらっていないように感じるがあった。被害者の言い分も十分に聞いてほしかった。
	警察、司法関係者などからの二次被害を防ぐための、研修の徹底
	加害者の現住所、出所時期などに関する情報を被害者に提供する
	DV加害者に対する、逮捕など刑法的な対応の強化
	現状のように、思い出すことも話すことも苦痛な被害体験をそれぞれの担当部署で繰り返し話さなければならないシステムの改善や、コーディネート機能を持った施設の設置。
支援等の体制の整備	性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい。
	性暴力被害者の対処行動や心理状態について、日本全国の広範な調査研究を、被害者のプライバシーをきちんと守り、二次被害を与えないような配慮を十分した上で行い、それを裁判や被害者支援に反映させてほしい。
	性暴力被害者の擁護・代弁活動ができるような専門家を養成し、活用してほしい。その際には民間団体との連携を考えてほしい。
	性暴力被害者が弁護士と打ち合わせする時などに同行したり、必要な文書を作成するのをサポートする支援者に交通費や活動費を助成する制度を考えてほしい。
	支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい
	被害からの回復に向けて長期にわたる心理的支援の提供を行えるようなシステムの確立
	DVに曝された子どもに対する支援の充実と、児童精神科医など専門家の育成
	DV家庭で育った子どもに対する、DV加害者の面接交渉権の制限
例えばメディアの利用や教育活動の充実など	

社会における教育活動	メディアにおいて性暴力被害者の責任を問題にするような報道がないように働きかけてほしい。
	小さい頃から性暴力についての必要な情報提供を行えるようにしてほしい。
	男性に性暴力をしてはいけないこと、女性にはNOと言ってもいいことをきちんと伝える性教育をすること。
	性暴力を容認するポルノビデオ、ゲーム、マンガ、雑誌などの問題点を明らかにする報道をしてほしい。
	高校生などのカップル間で起きるDVの、被害者に対する安全確保など支援体制

専門家	要望事項
現状の正確な把握	被害者とくに性暴力の被害者について、正確な調査がない。被害率、警察そのほかへの通報率、民事もふくめた司法とのかかわりの率、PTSD発症率、受療行動調査など、基礎的な国全体の状況に関する公的調査が必要。米国の司法当局と厚生関係当局との合同全国調査に相当する調査が必要である。
損害回復、経済的支援	精神的ダメージを回復するためのカウンセリングを行っているが、そのような専門機関に通うための交通費も捻出できない被害者がいる。医療も含め、心身の治療に要する費用の援助が必要である。
精神的/身体的被害の回復/防止	PTSD治療を中心とした被害者の外傷性ストレス障害治療の専門家の不足がはなはだしい。相談レベルではなく、最終的に治療を引き受ける専門家の要請が急務である。不足の理由として1)知識の不足2)経済的に引き合わない3)司法とのかかわりが挙げられる。
	1)について現在厚労省で行っている研修は災害被害の地域精神保健の視点からの介入が主たる目的になっており、それなりの効果があるが、専門治療技術の習得はできない。また臨床心理士会における被害者支援の研修も入門の域を出ていない。このような裾野を広げる研修も必要であるが、犯罪被害者が必要としているのは、正確に診断し、長期にわたり個人治療をしてくれる専門家である。このような治療技術については、受講する者を限定した上で、数日間の集中研修とその後スーパービジョンを継続して行うか、あるいは長期にわたって週一回程度の研修を受けていくか、いずれにしてもある程度の集中、持続した取り組みが必要である。
	2)上記1)を行ったとしても、保険診療なり、何らかの給付なりが出来なければ、技術は広がらず、使われない。現状では、採算を度外視できる立場にある(研究所、大学等)少数の医師、心理士が、治療に取り組んでいるだけだといってもよい。PTSD治療の保健診療への組み入れ(薬物、心理治療を含め)、費用給付が必要である。犯罪被害者等には、犯罪被害者給付法などの経済支援の対象にならないものも多数含まれ、性的被害やDV被害などは、警察に訴えないケースのほうが多数であり、治療が必要なケースも多い。このことからすると、保険診療、給付二本立ての仕組みが必要なのではないか。
	3) PTSDが司法とのかかわりの深い、また深くならざるを得ない疾患であることは間違いない。しかしこのために鑑定書や意見書作成、裁判所への出廷などの業務が犯罪被害者治療にはついてまわることが多く、しかも、精神科臨床を行っている医師の多くはこのようにことに時間を割くことが出来ない状況にある。犯罪被害者が医療機関に受け入れられない原因のひとつはここにある。「被害者は手間がかかる」「関わるとたいへん」というイメージを持つ医師が少なくない。このような業務が安定して行えるような状況を作る必要がある。

	4)1)のような教育を行う側から考えると、現状のままでは負担が大変大きい。鑑定業務などに関しても、犯罪被害者治療の専門教育と臨床の行える機関を作るか、委託する必要があるのではないか。
司法関係機関における子どもの被害者	<p>捜査の段階で子どもの精神的被害について評価する必要があることがあるが、捜査機関も子どもに何回も事件の話を書くことをためらうために、調書によって精神的被害の評価をしてほしいという要望を関係機関からいただくことがある。しかし、おそらくPTSDなどが存在すると思われるケースでも、精神医学的な面接は行われていないため、評価のための情報は不足し、診断が出来ないことがほとんどである。(他の専門家からも要望されていたが、この問題も)司法面接を導入すれば、加害者への適正な処罰にもつながり、本人の保護も可能になる。</p> <p>被害のあと、捜査中には子どもに対してある程度の配慮が見られるが、その後の子どもについてほとんど関心が払われていない。調書を読むと、その後が心配になるケースも多いが、表面的に大丈夫そうだといいところで、親に対する心理教育も行われていない。子どもの被害とその後について、親の相談に乗れる専門家が必要であり、捜査機関からの紹介があることが望ましい。</p>
社会における教育活動	子どもの被害で、大学、高校等で児童虐待や性暴力被害を扱うときの教員の言動が、不適當で当事者を傷つけていることが多く、二次被害が症状を悪化させていることを多く経験する。養護教諭、教員全体に知識が必要。スクールカウンセラーも被害後の症状の評価と支援についての教育が必要。

D V被害当事者、支援者	要望事項
損害回復、経済的支援	<p>1. 住民票が移せないことについて。 住民基本台帳事務における支援措置申し出書について 申し出書が提出できるようになり安心できる人もありますが、追跡を行う加害者は諦めることをしませんから、弁護士に依頼することも厭わないでしょう。離婚が成立後も多くの被害者は実家までは移しても、その後は移さず、生活上不便を強いられています。選挙の投票もできない。子どもが入学、進学の際の教育委員会とやり取りなどは特に大変です。実家など安全なところがない人は、職権消除までして安全を守らなければなりません。</p> <p>2. 父親の面接権行使について 離婚の成立と同時に養育費が面接権と取引のように支払われることとなりますが、加害者と元被害者が父と母ということで連絡を取り合わなければなりません。経済的なゆとりがあれば弁護士に引き続いて連絡の仲介をお願いできますが、メールで連絡というケースが多いです。加害者は離婚の原因が暴力にあり責任の自覚がある父親は殆どありません。自分が寂しいから会いたいという内容のメールです。DV二代って離婚が成立した場合、加害者の面接権の行使は一時停止とすべきです。加害者プログラム、親業の受講完了の後、行使できるものであるべきです。</p>
安全の確保	<p>3. 加害者更正プログラムについて 刑務所内での密度の濃い加害者更正プログラムを開始し、自分が犯罪を犯したことを加害者に自覚させてほしい。 保護観察に条件付や教育付のものを導入してほしい。(実際に刑事事件になり、刑務所に加害者が送られたが、反省がなく、拘留所内からも手紙を送られたり、出所後も探されたりして、安全が確保できなかった)</p>